

広島県告示第四百六十九号

平成三十年広島県告示第十四号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

本文中「〇・九二〇四三九四〇五八二九九」を「〇・九一四八八二四一四五九九〇」に改める。